

### 第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実



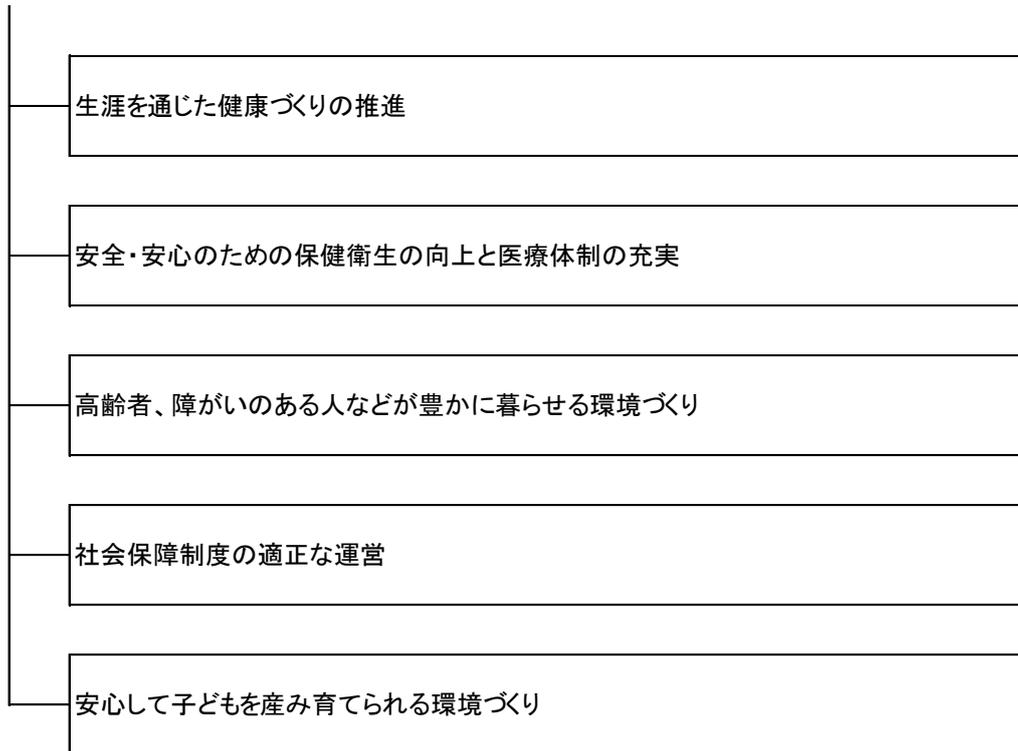
今日の社会では、ストレスなど心身の健康を阻害する要因が多様化している一方で、感染症などへの市民不安も高まっています。また、少子高齢化が一層進展する中、住み慣れた地域で暮らすための様々な保健・医療・福祉サービスが求められています。さらに、地域のつながりの希薄化、家庭環境の多様化、就労状況の変化などにより、出産や子育てに対して不安や負担感を持つ人が増加しています。

このような中、人生100年時代を見据えて、全てのライフステージにおいて、市民の健康づくりの意識を高めていくことが重要であり、また、新型インフルエンザなどの新興感染症などに対処するための健康危機管理体制を充実させ、適切な医療サービス体制を確保することが必要です。さらに、高齢者、障がいのある人など、全ての人を地域全体で支援する体制を構築するとともに、子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境をつくり、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない支援が必要となっています。

そこで、子どもから高齢者までだれもが、生涯を通じて健やかに生きがいを持って暮らせるよう、社会保障制度の適正な運営はもとより、市民一人ひとりの状況や特性に応じたきめ細かな保健・医療・福祉サービスを一体的に提供します。さらに、地域における主体的な健康づくりや福祉活動の推進など、自主自立のまちづくりの理念のもと、だれもが役割を持ち、地域をとともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

また、未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるよう、保育サービスの充実など多様なニーズに応じた子育て支援に取り組みます。

## 政策の体系



## 第1節 生涯を通じた健康づくりの推進

### 現状と課題

健康長寿の最大の阻害要因と言われる生活習慣病の多くは一人ひとりの意識、心がけと行動で予防できるものですが、平均寿命と健康寿命には大きな開きがある状況です。

また、糖尿病や高血圧症など様々な生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム該当者数が依然として多く、がん検診などの受診率も伸び悩んでいます。

人生100年時代において、全ての市民が健康でいきいきと暮らすためには、高齢になっても健康を維持し、社会を支える担い手として活躍できる期間を延伸することが課題となっています。

そこで、「自らの健康は自ら守る」という健康意識をさらに高め、市民の生活習慣改善や健康づくりの取組の実践・継続につながるような啓発を強化する必要があります。

そして、健康で質の高い生活を送るために重要な病気の予防、早期発見・早期治療についての市民全体の認識が高まるよう、市民の健康を支える環境づくりを支援する必要があります。

### 基本方針

- 1 健康づくりの支援

### 検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	68.6	72.0	82.0

## 施策の体系

### 【施策の目標】

生涯を通じた健康づくりの推進

### 【事業展開の基本方針】

1 健康づくりの支援

### 【主な取組】

(1) 健康まちづくりの推進

(2) 生活習慣病などの予防・悪化防止

(3) 栄養改善・食育の推進

(4) がん検診などの充実

(5) 歯と口腔の健康づくりの推進

## 事業概要

### 【(1) 健康まちづくりの推進】

ア 小学校区単位での健康課題を市民と共有し、地域で推進組織を立ち上げるなど、健康をテーマにした「校区単位の健康まちづくり」に取り組みます。

イ 「健康ポイント事業」などを行い、市民自らが進んで健康増進を図る環境づくりに取り組みます。

ウ 地域の様々なイベントで、健康チェックや相談などを実施し、正しい生活習慣の普及啓発に努めます。

### 【(2) 生活習慣病などの予防・悪化防止】

ア CKD（慢性腎臓病）、糖尿病、高血圧、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの予防啓発に努め、早期発見から悪化防止までの段階に応じた総合的な対策を図ります。

イ 生活習慣病の低年齢化を防ぐため、若い世代へ生活習慣病、食育などの啓発を強化します。

ウ 望まない受動喫煙を防止するための周知啓発に取り組みます。

**【(3) 栄養改善・食育の推進】**

ア 「食」の大切さの理解を深めるために、「食」に関わる関係者と協働で食育活動を展開するとともに、食品関連事業者と連携し、健康づくりを支援するための栄養・食生活に関する環境づくりを推進します。

イ 生活環境が変化する若い世代が食に関心を持ち、正しく理解できるよう啓発を図り、健全な食生活の実践を促進します。

ウ 地域に根ざした食育活動を強化するため、食生活改善をサポートする食生活改善推進員を育成します。

**【(4) がん検診などの充実】**

ア 検診の必要性、早期発見・早期治療の重要性の啓発をさらに強化するとともに、受診しやすい検診体制づくりに努め、受診率向上を図ります。

**【(5) 歯と口腔の健康づくりの推進】**

ア 乳幼児期からのむし歯予防や高齢期の口腔ケアなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進を図ります。

イ 8020（ハチマルニイマル）推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、口腔の健康づくり啓発に努めます。

## 第2節 安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実

### 現状と課題

本市には、急性期医療を担う拠点病院が多く、それぞれが得意とする疾病分野を持っています。また、その他にも特定の専門分野で高度な医療を提供している医療機関があるため、県内の他の医療圏から多くの患者が市内の医療機関を受診するなど、本市の医療体制は県全体の中核的な役割を担っています。このような中、本市では、衛生的な生活環境の確保や様々な健康被害から市民を守るための体制の整備を行うとともに、恵まれた医療資源をいかし、24時間体制で受診できる救急医療体制を構築してきました。

しかしながら、初期救急医療に従事する医師の高齢化や意識の変化により、医師の確保が年々困難になってきています。加えて、麻しんや風しん、新型インフルエンザなどの感染症の流行の懸念や、重大な食中毒、食品への異物混入などの食の安全・安心に関する様々な問題の発生により市民の不安は高まっています。

今後は、持続可能な救急医療体制の確保に努めるとともに、病床機能の分化・連携に係る医療機関の役割の明確化や機能の転換などに関して、県や医師会などの関係者と協力して進めていく必要があります。あわせて、市民が安全・安心な日常生活を送ることができるように、衣食住の衛生の向上、食中毒・感染症の予防、特に新型インフルエンザ等の新興感染症発生時に迅速に対応するため、関係機関との情報共有や連携強化が必要です。

また、熊本市民病院では、熊本地震の教訓をいかした災害に強い病院として、市民の生命と健康を守るために、市民と誠実に向き合い、自治体病院に求められる高度な専門性を有する医療を持続安定的に提供するとともに、地域の医療機関と連携を図りながら、地域医療の向上に貢献していく必要があります。

さらに、動物愛護への社会的関心が高まり、動物に関する相談が増加しており、動物愛護に対する市民の意識の向上が必要です。

### 基本方針

- 1 生活衛生の向上
- 2 人と動物との共生社会の推進
- 3 健康危機管理体制の充実
- 4 適切な医療を提供する体制の確保

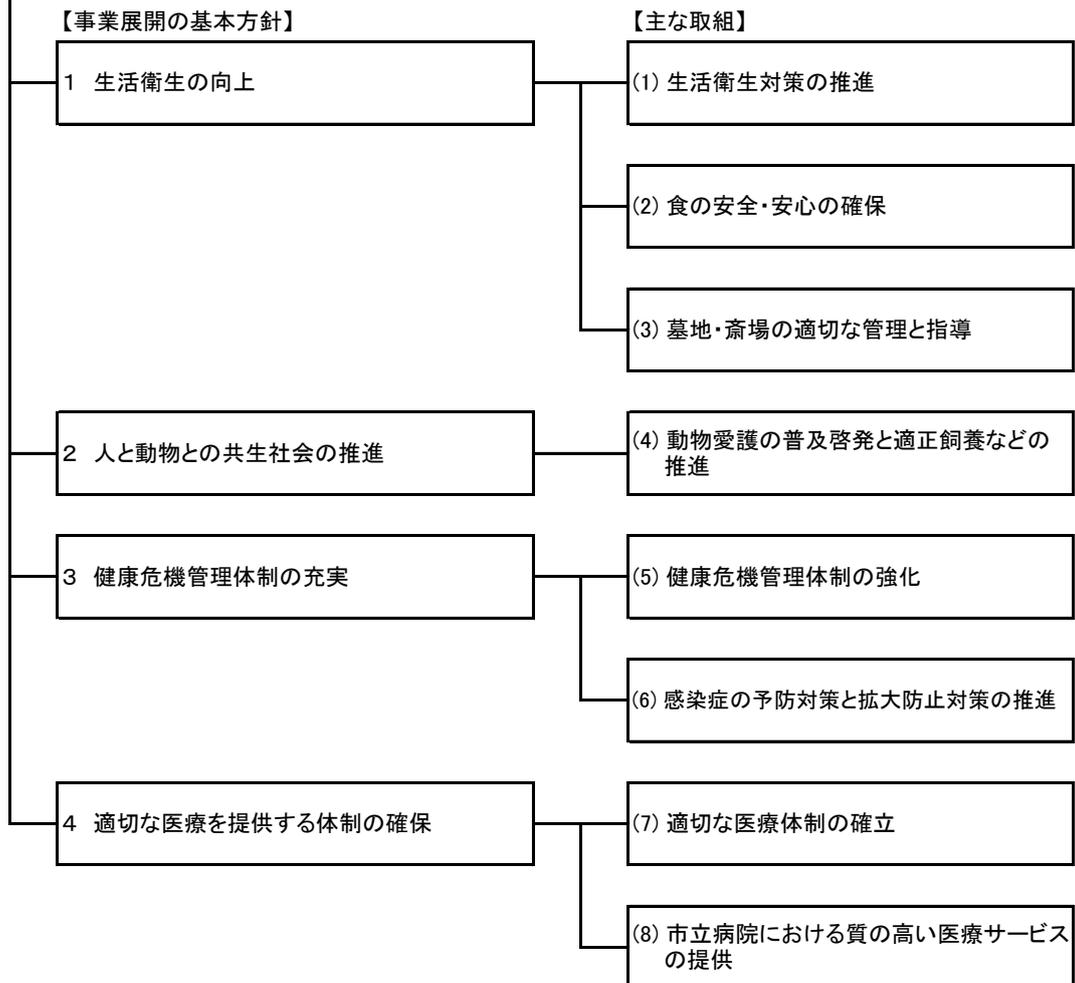
## 検証指標

		単位	基準値	検証値	
			H27	R1	R5
食中毒の発生件数(暦年)		件	6	減少	減少
感染症患者発生数(暦年)	結核	人	124	100	82
	腸管出血性大腸菌・赤痢・腸チフスなどの3類感染症	人	14	11	8
休日夜間の診療体制		-	365日 24時間の 初期 救急体制	維持	維持

## 施策の体系

### 【施策の目標】

安全・安心のための保健衛生の向上と  
医療体制の充実



## 事業概要

### 【(1) 生活衛生対策の推進】

- ア 生活衛生関連営業施設の指導や自主管理体制の確立支援を行います。
- イ シックハウスなど住まいの衛生相談による安心で快適な住まい環境を確保するとともに、害虫相談など、衛生的な生活環境の確保を進めます。

### 【(2) 食の安全・安心の確保】

- ア 営業施設などの重点監視指導や営業者の自主衛生管理の導入支援によって、食の安全・安心の確保に努めます。

### 【(3) 墓地・斎場の適切な管理と指導】

- ア 市営墓地や斎場の適正な管理・運営を行います。
- イ 民営墓地などの管理及び適正な整備について指導を行います。
- ウ 増加傾向にある埋葬や火葬の将来需要に対し、墓地などが安定的に供給できるような環境整備に取り組みます。

### 【(4) 動物愛護の普及啓発と適正飼養などの推進】

- ア 動物愛護推進協議会やボランティアなどと協働で、「犬猫の殺処分ゼロ」の取組を推進します。
- イ 動物愛護及び適正な飼育の普及啓発に努めます。

### 【(5) 健康危機管理体制の強化】

- ア 感染症や食中毒などの健康危機事象の発生に対して、迅速かつ的確に対応できるよう、情報の共有や訓練を実施します。
- イ 新型インフルエンザ等の新興感染症発生時は、速やかに対策本部を設置するなど体制を整備し、関係機関との連携を強化し、被害の拡大防止や医療を確保するなど、市民の健康及び安全を確保します。

### 【(6) 感染症の予防対策と拡大防止対策の推進】

- ア 感染症の発生及びまん延を防止するため、予防接種の推進と感染症の正しい知識の普及啓発に努めます。
- イ 熊本市民病院は、県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、一類感染症及び二類感染症などの疑いがある患者を速やかに受け入れ、地域医療機関と連携して感染拡大防止を図ります。

**【(7) 適切な医療体制の確立】**

- ア 持続可能な救急医療体制の確保に努め、市民に適切な救急医療の利用に関する啓発を実施します。
- イ 住み慣れた地域でいきいきと暮らせる「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、在宅医療・介護の連携を推進します。
- ウ 医療の安全と信頼性を高めるため、医療安全対策の監視指導を強化します。
- エ 災害発生に備え、適切な対応がとれるような災害医療体制の整備に努めます。

**【(8) 市立病院における質の高い医療サービスの提供】**

- ア 熊本市民病院及び植木病院は、地域の基幹病院としての役割を担います。特に熊本市民病院では、小児・周産期医療の分野においては、お母さんと幼い命を守る拠点として、高度な医療を提供するとともに、二次救急告示病院としての救急医療を充実強化します。
- イ 地域の医療機関と緊密に連携して、生活習慣病やがんなどに対する質の高い急性期医療を提供します。
- ウ 災害時においても、医療サービスを持続安定的に提供するため、「災害に強い病院」として即応できる体制を整えます。

### 第3節 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり

#### 現状と課題

本市の高齢化率は年々上昇し、人生100年時代を見据え、要介護者やひとり暮らし高齢者に対する地域での支援の必要性が高まっており、医療と介護の専門職同士の連携や認知症高齢者の生活を支える仕組みなど、地域全体で支える体制づくりが重要です。

また、障がいのある人に対し、総合的な支援を行うためには、障がいに対する正しい理解のもと地域全体で支え合う環境づくりが必要であるとともに、相談体制の充実や適切な障害福祉サービスの提供が必要です。

さらに介護や育児など、複数の分野にまたがる課題を抱える世帯への支援も必要であり、こうした様々な課題に対応するためには、福祉団体や関係機関とともに、住民同士で支え合う地域福祉活動を推進するための体制づくりが求められています。

#### 基本方針

- 1 地域福祉活動の推進
- 2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援
- 3 障がいのある人の自立支援

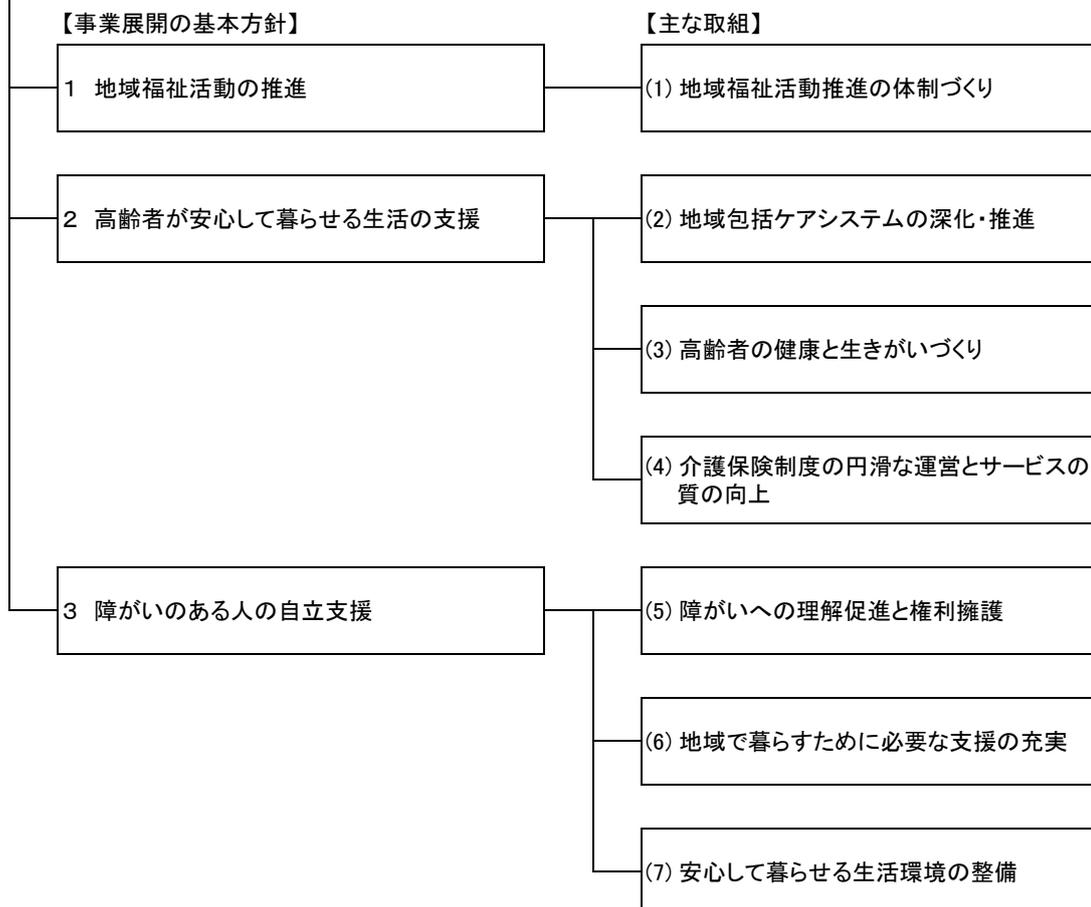
#### 検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46	78.46	78.46
就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	41 (H26)	112	117

## 施策の体系

### 【施策の目標】

高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり



## 事業概要

### 【(1) 地域福祉活動推進の体制づくり】

- ア 社会福祉協議会などと連携し、住民同士で支え合う地域福祉活動を推進します。
- イ 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員などの活動を支援します。

### 【(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進】

- ア 医療・介護専門職など職種間の連携強化を図り、在宅医療・介護サービス体制の構築を進めます。
- イ 高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症に対する理解の浸透や成年後見人制度の利用促進を図るなど、高齢者の権利擁護を推進し、虐待防止に取り組みます。

ウ 高齢者がいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスにおける自立支援・重度化防止に向けた取組を強化するほか、ひとり暮らし高齢者などへの福祉サービスを適切に提供するとともに、地域や民間事業者などと連携した支援を推進します。

### 【(3) 高齢者の健康と生きがいづくり】

ア 高齢者が健康で生涯現役として自分らしく活躍し続けられるよう、多様な就労や社会参加の機会を提供します。

イ 高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、地域での健康づくりや介護予防の取組を推進します。

### 【(4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上】

ア 要介護認定の迅速化、介護サービス従事者の質的向上や介護人材の確保などに取り組みます。

イ 介護施設などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。

### 【(5) 障がいへの理解促進と権利擁護】

ア 障がいのある人に対する偏見や差別意識を無くし、相互理解を深めるため、正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。

イ 障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進及び虐待防止に取り組みます。

### 【(6) 地域で暮らすために必要な支援の充実】

ア 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、関係機関・団体などとの連携を強化し、障がいの特性に応じた相談支援体制の充実を図るとともに、必要な人材の確保に努め、円滑な障害福祉サービスを提供します。

イ 障害福祉サービス事業者などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。

ウ 障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

エ 重度の障がいのある人など医療的ケアを必要とする人や難病患者への医療機関と連携した支援の充実を図ります。

オ 障がいのある人の雇用に関する企業意識の高揚を図り、就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。

カ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動を通して社会参加できる機会を積極的に提供します。

**【(7) 安心して暮らせる生活環境の整備】**

ア 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域と協力し、障がいの特性に配慮した災害時における支援や安全の確保、防犯対策を推進します。

イ 障がいのある人が必要な情報が得られるよう、障がいの特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。

## 第4節 社会保障制度の適正な運営

### 現状と課題

本市の国民健康保険の財政運営は、高齢化の進行による医療費の増加など厳しい状況にあります。また、生活困窮者については、就労や多重債務、引きこもり、DVなど様々な相談が寄せられています。生活保護については、ひとり暮らし高齢者などの増加により、今後徐々に増加することが見込まれます。

そこで、国民健康保険会計の健全化、後期高齢者医療制度の円滑な運用や、国民年金制度の普及を進めていく必要があります。また、生活困窮者への就労・自立の適切な支援、生活保護制度の公平かつ適正な運用に取り組む必要があります。

### 基本方針

- 1 国民健康保険事業の健全な運営
- 2 後期高齢者医療制度の円滑な運用
- 3 国民年金制度に対する理解と加入の促進
- 4 生活困窮者への適切な支援
- 5 生活保護制度の公平かつ適正な運用

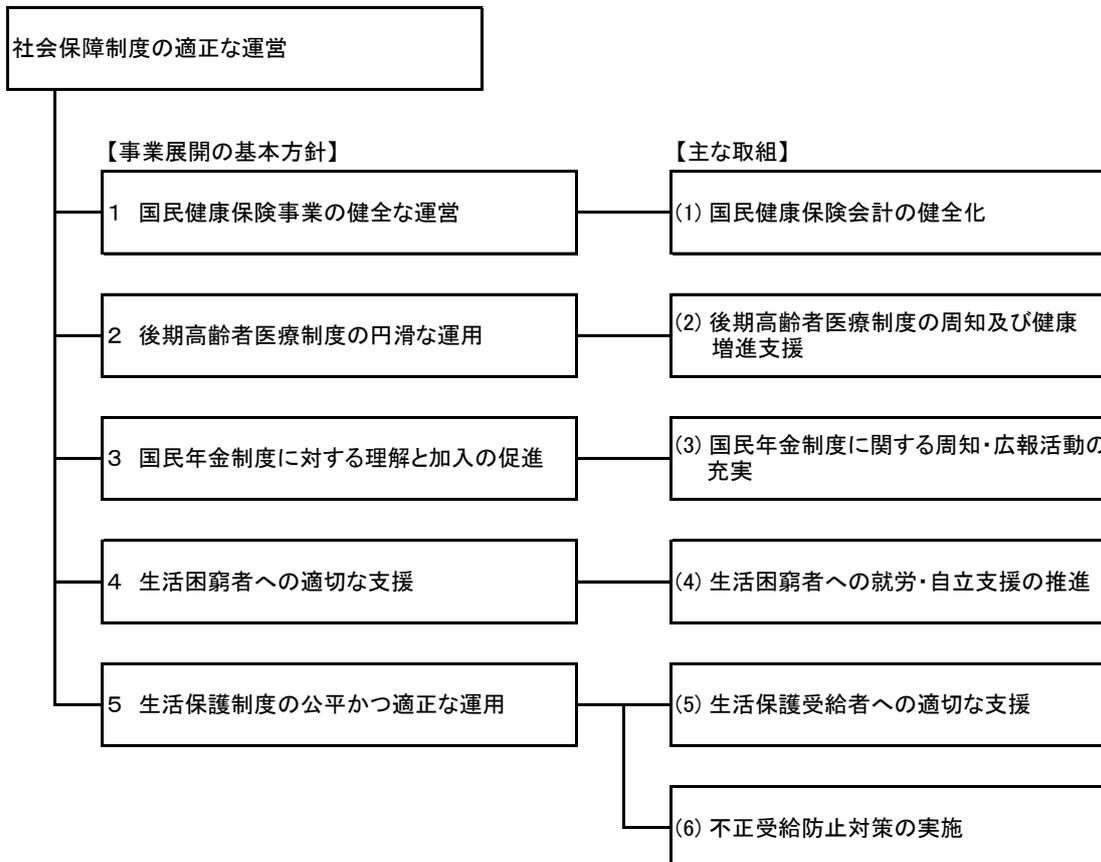
### 検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
国民健康保険給付費の対前年度の伸び率	%	2.6	2.6	2.6
生活保護から自立した人の割合	%	7.9 (H26)	7.9	7.9

※「国民健康保険給付費の対前年度伸び率」の基準値は、「熊本市国民健康保険会計収支推計」に基づくもの

## 施策の体系

### 【施策の目標】



## 事業概要

### 【(1) 国民健康保険会計の健全化】

ア 徴収体制の強化により保険料収納率の向上を図るとともに、保険料改定により、会計の健全化を図ります。

イ 特定健診、特定保健指導の受診率の向上に努め、生活習慣病の該当者やその予備群を減少させ、中長期的な医療費の適正化を図ります。

### 【(2) 後期高齢者医療制度の周知及び健康増進支援】

ア 「市政だより」などにより、後期高齢者医療制度の適切な周知・広報を行います。

イ 後期高齢者該当前（65歳～74歳）の特定健診を推進することで、後期高齢者の健康増進を図ります。

### 【(3) 国民年金制度に関する周知・広報活動の充実】

ア 「市政だより」などにより、国民年金制度の周知・広報を行います。

イ 国民年金制度に関する相談業務を行います。

**【(4) 生活困窮者への就労・自立支援の推進】**

ア 生活困窮による不安を身近なところで相談できるよう、生活自立支援センターを充実させ、地域や関係機関と連携し、様々な課題を抱える相談者に対し、実情に応じた就労・自立支援を実施します。

**【(5) 生活保護受給者への適切な支援】**

ア 生活保護受給者に対して、必要な支援を行うとともに、就労可能な被保護世帯に対してきめ細かな就労支援を行います。

**【(6) 不正受給防止対策の実施】**

ア 生活保護の不正受給を防止するため、訪問活動などにより生活状況を適切に把握するとともに、制度の趣旨・目的の周知などに努め、適正な運用を行います。

## 第5節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

### 現状と課題

地域のつながりの希薄化、家庭環境の多様化により、子育て世帯が孤立することで子育てに不安を抱えるなど、子どもと親を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっています。

加えて、仕事と子育ての両立の困難さなどを背景に、未婚化、晩婚化、出生率の低迷などに伴う少子化が進行しています。

また、障がい、児童虐待、子どもの貧困など、子ども本人や家庭の状況その他の事情により、社会的に支援の必要性が高い子どもたちが顕在化しています。

そこで、若年層が心理的・経済的な不安や負担感がなくなるよう、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない支援が必要です。

また、社会的に支援が必要な子どもや家庭に対して、個々の事情に応じた支援を適切に講じる必要があります。

### 基本方針

- 1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり
- 2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

### 検証指標

	単位	基準値	検証値	
		H27	R1	R5
出生数(暦年)	人	7,039 (H26)	7,000 以上	7,000 以上

## 施策の体系

### 【施策の目標】

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

### 【事業展開の基本方針】

1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり

### 【主な取組】

(1) 結婚や妊娠に関する希望の実現への支援

(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の実施

(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実

(4) 保育サービス及び幼児教育の充実

(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減

(6) 仕事と子育ての両立支援

2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援

(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進

(9) 子どもの貧困対策の推進

## 事業概要

### 【(1) 結婚や妊娠に関する希望の実現への支援】

ア 若年層や未婚者に対する結婚から子育てまでに関する情報の提供や出会いの機会につながる支援を行います。

イ 妊娠や不妊などの相談・支援を行います。

**【(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の実施】**

ア 母子保健相談・指導事業や健康診査などの母子保健対策を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。

**【(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実】**

ア 子育て支援センターなどを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。

イ 子育て支援ネットワークや地域の子育てサークル・子育て支援団体の活動支援・育成を図り、地域との連携協力を推進します。

**【(4) 保育サービス及び幼児教育の充実】**

ア 待機児童の解消に向け、保育の量の拡充とともに、それを支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。

イ 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所・幼稚園などにおける保育サービスの充実を図ります。

ウ 児童福祉施設などの適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。

**【(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減】**

ア 児童手当や子ども医療費の助成など経済的支援を行います。

**【(6) 仕事と子育ての両立支援】**

ア 子育てしやすい職場環境の整備促進を支援します。

**【(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援】**

ア 児童虐待の発生予防や早期発見のため、より専門性の高い相談体制を構築し、児童や保護者への支援を強化します。

イ 児童養護施設などの小規模化などを進めるとともに、里親制度をさらに推進し、家庭的な養育環境の整備を図ります。

ウ 障がい又は障がいの疑いのある子どもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援を行います。

**【(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進】**

ア ひとり親家庭への子育て・生活支援や就業支援、経済的支援などの充実を図り、ひとり親家庭に対する自立支援を推進します。

**【(9) 子どもの貧困対策の推進】**

- ア 学習機会の充実を図り、子どもの学力向上と社会を生き抜く力の育成のための支援を行います。
- イ 子どもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、子どもの居場所づくりに取り組めます。
- ウ 生活に困難を抱える子どもや保護者を必要な支援につなぐため、相談体制を整備するとともに、地域や関係機関との連携強化を図ります。